

「平成30年7月豪雨災害に係る義援金」配分委員会審議結果

1 義援金受付額

日本赤十字社愛媛県支部	606,057,517円
愛媛県共同募金会	76,755,442円
愛媛県	914,176,596円
合 計	1,596,989,555円

(平成30年7月27日現在)

2 第1次配分基準及び配分額等

(1) 被害状況別配分基準及び配分額

対象者(被害状況)		第1次配分基準	配分額
人的被害	死亡者及び行方不明者	500,000円/人	13,500,000円
	重傷者	100,000円/人	300,000円
住家被害	全壊	300,000円/世帯	52,800,000円
	半壊	200,000円/世帯	107,400,000円
	一部破損	50,000円/世帯	8,400,000円
	床上浸水	100,000円/世帯	336,200,000円
合 計		—	518,600,000円

(2) 市町別配分額

市町名	配分額
松山市	16,100,000円
今治市	14,950,000円
宇和島市	120,650,000円
八幡浜市	14,500,000円
大洲市	235,300,000円
伊予市	850,000円
西予市	96,500,000円
久万高原町	100,000円
松前町	50,000円
砥部町	300,000円
内子町	1,450,000円
伊方町	100,000円
松野町	12,300,000円
鬼北町	3,450,000円
愛南町	2,000,000円
合 計	518,600,000円

3 配分方法

- ・県は、配分委員会の決定を受け、市町に算出根拠を示して義援金を配分する。
- ・市町は、配分委員会の配分基準を基に被災者に配分する。
- ・市町の被害調査の進捗により、義援金の配分原資に不足が生じるおそれがある場合は、上記配分基準に基づき、義援金の範囲内で追加配分する。
- ・上記配分基準は暫定基準とし、今後、各市町の被災状況及び義援金の寄託状況を踏まえ、第2次配分を行う。